

神福高第 507 号
令和 2 年 5 月 29 日

高齢者関係施設等 施設長 様
 管理者 様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染防止に向けた対応について(依頼)

これまで、高齢者の日常生活に欠かせないサービスとして、事業継続にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

5月25日に政府の緊急事態宣言が解除され、5月26日に兵庫県の「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されました。

本市においても感染状況等を継続的に監視するとともに、再度の感染拡大期に備え、万全の準備を進めることが必要となります。

つきましては、貴事業所におかれましても、下記の趣旨をご理解の上、利用者及び職員の健康管理に十分注意し、感染防止対策を厳重に徹底した上で事業を実施いただきますよう改めてお願いいたします。

記

兵庫県高齢政策課長通知（令和2年5月26日付、高第1011号の8）では、「通所・短期入所サービス利用者に係る可能な限りのサービス利用の自粛について、今後は継続いたしません」と記載されています。

これをふまえ、本市においても、神戸市方針第8弾でお示した

「5. 社会福祉施設等の利用 複数の通所系サービスを利用されている高齢者・障害者に対し、家族の介護の状況も考慮しつつ、利用先を1か所に限るよう呼びかけを行うこと」について、今後は継続しないこととします。

「新しい生活様式」の観点から、より利用者にとって必要なサービスの提供についての検討を行いつつ、感染防止対策等の徹底をお願いします。

<介護保険事業に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の徹底について>

本市で作成しているマニュアルについて再確認をお願いします。

（神戸ケアネット内【5月13日付神戸市からの通知文】参照）

ア. 感染防止に向けた取組

事業所職員について、引き続き各自出勤前に体温を計測した状況を確認するとともに、発熱や呼吸器症状が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底するなど、日々の職員の状態の把握に努める など

なお、面会は緊急の場合を除き控えることとし、入所施設等で面会を実施する場合は、面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、可能な限り直接対面を避ける等の工夫をいただきますようお願いいたします。

イ. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

利用者や職員で、感染者が発生した場合、すみやかに神戸市保健所（各区保健センター）とあわせて福祉局監査指導部（指定権者）にも報告する

感染経路の把握、濃厚接触者の特定など、保健所の調査が迅速かつスムーズに行えるよう、日々の利用者や職員の状態を把握し、可能な限り記録をとる など

<参考>

○新型コロナウイルスについて（神戸市ホームページ）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/coronavirus.html>

○「神戸市ケアネット>13. その他お役立ち情報（主に事業者の方向け）>国等からの通知文及び介護保険最新情報」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/tsuchi/index.html>

福祉局高齢福祉課 TEL：322-5219
FAX：322-6046